# 港湾における脱炭素化の推進

### 一港湾における脱炭素化の取組の体制構築一

# 🎱 国土交通省

### 背景·必要性

▶港湾における脱炭素化の取組は、<u>多岐に亘る官民の主体が関係</u>することから、その実効性を高めるためには、官民連携による継続的かつ計画的な取組を進める体制構築が必要

# 改正法

➤ 臨海部に集積する産業等と連携した脱炭素化の取組を進めるため、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進する仕組みを導入

港湾の開発、利用等に関する基本方針

関係省庁

国土交通大臣

諸外国(米国等)

脱炭素化関連施策と連携

各種支援、助言等

港湾・海運分野の 脱炭素化における国際協力

官民連携による「港湾脱炭素化推進計画(CNP形成計画)」

港湾管理者(地方公共団体)

臨海部立地企業

物流事業者等



関係自治体等

港湾脱炭素化推進協議会

#### ▶「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項

- ✓基本的な方針 (取組の方向性等)
- ✓計画期間と目標
  - ・CO2削減目標量や水素等の取扱貨物量 等
- ✓ <u>港湾における脱炭素化の促進に資する事</u> 業、事業主体
  - ・水素等の供給のための港湾施設等の整備、既存施設の利用転換等
  - ・荷役機械のEV化、陸上電力供給設備やLNGバンカリング施設の整備等
  - ・その他港湾空間を活用した取組(洋上風力発電、ブルーカーボンの推進) 等
- ✓計画の達成状況の評価に関する事項
  - ・進捗管理の体制・方法 等
- ✓その他港湾管理者が必要と認める事項

### 「**港湾脱炭素化推進協議会**」の構成員

- ✓ 港湾管理者(協議会の設置主体)
- ✓ 関係地方公共団体(港湾所在市町村等)
- ✓ 脱炭素化の取組を行う民間事業者(立地企業、物流事業者等)
- ✓ 港湾利用者(船会社等)
- ✓ 学識経験者

港湾における脱炭素化の推進





### 背景·必要性

# 荷主等の脱炭素化ニーズへの対応を通じた港湾の競争力強化

- ▶ 脱炭素化を企業経営に取り込む動きが世界的に進展 荷主はサプライチェーン全体の脱炭素化に取り組んでおり、 船社・物流事業者や海外港湾は、対応を強化
- ▶船舶燃料等の脱炭素化への対応や環境に配慮した港 **湾施設の導入等を進め**、荷主や船社から選ばれる、**競争 力のある港湾を形成**することが必要

【港湾におけるサプライチェーンの脱炭素化に資する取組例】

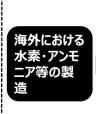






### 港湾・臨海部の脱炭素化への貢献

- ▶CO2排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海 部に立地(燃料等で化石燃料を使用する産業が多い)
- ▶ エネルギー転換等に伴い、臨海部産業への水素等の供給 のための港湾機能の確保や変化する土地利用ニーズへ の対応が必要





港湾・臨海部立地産業等が利用

例:碧南火力発電所における アンモニア混焼実証

我が国港湾にて荷役・貯蔵

# 改正法

- ▶ 港湾法の適用を受ける船舶燃料を補給する施設の対象を拡大し、その設置を支援
  - ・給油、給炭の用に供する施設に加え、LNGや水素等の動力源の供給の用に供する施設を対象に拡大
  - ・これに併せて税制特例を措置(固定資産税、事業所税)
- ▶ 脱炭素化推進地区内における構築物の用途規制の柔軟化
  - ・分区内の構築物用途規制について、分区内の一部区域(港湾管理者が定める脱炭素化推進地区)においては、水素等 の供給、利用等の促進のため必要な場合に、当該規制の一部を緩和又は強化できる制度を創設
- ▶ 計画記載事業に係る港湾法の許可等手続のワンストップ化

港湾における脱炭素化の推進

一脱炭素化推進地区における構築物用途規制の柔軟化一



【東京港の臨港地区及び分区】

国土交通省

### 背景·必要性

- ▶港湾管理者は、臨港地区(港湾の管理運営に必要な地区)内の土地利用を誘導 するため、目的に応じて定めた分区毎に条例で構築物用途を規制(分区制度)
- ▶他方、現行制度は、分区内の一部の規制緩和や分区の種類追加ができないため、 水素等の供給や利用のための土地利用のニーズにうまく対応できない

【課題】 新たな土地利用ニーズ(水素等の危険物取扱施設の設置等)への対応

- ・危険物取扱施設は、多くの港湾で一部の分区を除き、建設を禁止
- ・一方、開発余地を生み出す埋立事業が減少傾向※にあり、既存の土地の活用が必要
- ※【我が国港湾で造成された埋立地面積】 <u>1975年:3,109.6ha</u> ⇒ <u>2015年:156.6ha</u> <sub>(出典) 国土交通省港湾局調べ</sub>

改正法 分区内の構築物用途規制について、分区内の一部区域(港湾管理者が定める脱炭素化推進地区)においては、

水素等の供給、利用等の促進のため必要な場合に、当該規制の一部を緩和又は強化できる制度を創設

⇒ 企業等のニーズを踏まえた、きめ細かな規制の導入により、港湾周辺の効果的な土地利用を誘導

規制の緩和イメージ (○:建設可 ×:建設禁止)

現在の用途規制

A港商港区

物流倉庫:○

丁場:×

水素ステーション:×



A港商港区 物流倉庫:○ 丁場:×

水素ステーション:×

新制度を活用した用途規制

·脱炭素化推進地区内

物流倉庫:○ 丁場:× 水素ステーション:( 規制を緩和する構築物(例)

